

いて、慶応4年から明治18年に存在した太政官により作成・授受された文書と定義し、それは多種多様な近代史料の一部であるが、非常に重要なものと述べている。その理由として、近代初発期における国政の中枢機関「太政官」の文書であるからと記している。更に論究の範囲として、国立公文書館所蔵の太政官文書群に限定したと述べている。

続いて従前の「古文書学」及び「文書館学～記録史料学・記録管理学」に触れ、それらを踏まえた上で著者の唱える「近代史料学」に言及している。「記録史料学」については「記録を選別し史料として利用者に提供するまでの理論と実践に関する分野が記録史料学に固有の研究領域であって、史料の内容評価・批判は歴史研究者の領分なのである。」と歴史研究者とアーキビストの担当範囲の違いを述べ、更に「このことは、記録史料学を単に史料整理・目録作成の学問だといっているのではない。歴史研究者とアーキビストでは、史料に向き合う姿勢に差異があって、筆者の経験でも一人の人間が同時に両者であることはできず、それが史料学と記録史料学の違いなのだということを自覚すべきだといっているのである。」と筆者の国立公文書館勤務時代の経験を交えての主張となっている。次いで著者が言う「近代史料学」が、非現用文書となった原議（公文書決裁原本）を対象としていることが述べられていて、この点現用・半現用段階の文書にも関与する「記録史料学」との差が述べられている。続いて「近代史料学」の方法としては、公文書の保存過程を遡り一定の規則で編纂・伝来された過程を探っていくこと、稟議制の実態に即して組織の意思決定プロセスを解明していくことを述べ、それらの課題を越えることにより原議のもつ「多義的な情報」を引き出していかななくてはならないと述べている。また、稟議に関わった個人関係文書も比較引用する必要があると結んでいる。最後に明治期太政官文書の全体像として明治19年時点での所蔵数2,898部・16,206冊をあげ、これらの文書を整理分類して作成

「近代史料学の射程 — 明治太政官文書研究序説 —」

中野目徹著
巧文堂 2000. 2

お読みいただきたい好著である。

本書を構成する各章論文の初出は1987年から2000年で、著者の国立公文書館勤務時代から現職である筑波大学への転任をはさんでの十数年間に書かれたものを、本書標題のもとに編成しなおしたものである。また、一部に本書刊行のための書き下ろし部分もある。

まず各章ごとに本書の概要を述べながら、必要に応じて若干のコメントを加え、最後に個人的な感想を述べたい。

序 章

本書の課題と方法

まず本書で対象としている太政官文書につ

された「記録目録」の存在を示し、その整理分類方法を紹介している。

第1部

明治太政官文書の構造と伝来

第1部は4章構成となっており、前述した「記録目録」にあらわれる太政官文書群と、そこには現れない「青表紙本」を紹介している。

第1章

「公文録」と「太政類典」

太政官文書の構造と伝来を把握するために、両書の編纂過程とその内容の違いを述べ、当時の編纂者の考え方も紹介している。この中で注目されるのは、内閣書記官小野正弘の手になる「記録課ノ性質及び効用」で、公文書原書である公文録こそが「政府記録ノ基礎」と記されていて興味深い。決裁原議であればこそ、太政官制の意思決定過程をつぶさに追跡できるということであろう。

続いて伝来と存在形態が紹介されている。存在形態は、いわゆる類別部目の概要が紹介されていて、その詳細は前国立公文書館公文書専門官の石渡隆之氏の諸論文に譲られている。また、「公文録」と「太政類典」以外の文書群に対して若干の解説を加えている。

第2章

参事院文書の構造と機能

ここでは参事院の組織と権限について概観し、現存する参事院文書の全体構造を明らかにし、参事院が果たした機能を解明している。機能の解明方法として、明治15年に太政官布告第59号として公布された「郵便条例」を例にして論証している。更に参事院文書目録を章末に添えている。

第3章

「青表紙文書」の復元とその史料的位

国立公文書館に現存する「青表紙文書」の

内容が、明治4年から12年までであること、詔勅の原案と成案、高等官の任免、対外関係書類、重要事件の一件綴、内史の日誌であることから、内史及び太政官書記官によって編纂・保管された案文、先例、参考書類集で、本来は太政官文書群と一体のものであったことを明らかにしている。

第4章

明治十二年の太政官制改革

—「官符原案」を手がかりとして—

先行研究の多くが、後年の編纂物を史料根拠としている点を指摘し、同時代の公文書「官符原案」を用いてこの改革の意義を論究している。また、後の内閣制への移行を示唆する視点も加えている。本章は、この改革の意義を従前の政治史研究や制度史研究とは異なる視角から捉えなおしたもので、「官符原案」の簿冊群全体に対する史料学的分析によって為し得たものである。

第2部

「諸雑公文書」— 整理論から史料批判へ —

第2部は4章からなり、著者が国立公文書館在籍中に整理した「諸雑公文書」に関するものである。「諸雑公文書」は4,545点からなる未整理文書群で、著者はこのうち1,236点を整理し公開した。

第5章

「諸雑公文書」の発生、伝来経緯と目録編成

本章では、これらの文書が保存されるに至った経緯、伝来、従来の整理状況、新たな整理方法、目録化の過程で得られた史料情報を示し、「諸雑公文書」のうちで明治太政官期に作成されたものの構造的性質を述べている。この文書群には太政官宛の書簡・文書が多く、そのことを「文書群発生プロセスの一端を示すもの」として高く評価している。おびただしい数の閣議書及び天皇の裁可書があるが、これらは「未決・廃案閣議書や文書処

理過程からの脱落文書」と位置づけている。

第6章

公文書のなかの福沢諭吉(1)

一 華族論とその波紋一

著者は、「諸雑公文書」は全体構造や正確な伝来を把握することはむずかしいため、文書一点ごとの史料批判が必要という。本章と次章がそれにあたる。

よく知られた福沢の華族論を選んだのは、他のテキストとの比較ができ「諸雑公文書」の史料的価値の一端を示すことができると考えたからと述べ、歴史資料となった公文書の解読という従来の福沢研究では余り顧みられなかったアプローチで、先行研究が取り残してきた部分に光を当てたいとしている。更に著者は、福沢による華族論建言に対する華族達の提出した答議が、「諸雑公文書」として存在する伝来理由も推測しており、公文書館に勤める私にとってはそれはそれで興味深い。

第7章

公文書のなかの福沢諭吉(2)

一 慶応義塾生徒徴兵免除問題の展開一

前章と同じ問題意識で「諸雑公文書」中に存在する史料「慶応義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」が取りあげられている。慶応義塾に関する考察もさりながら、大臣や参議の花押・印のある公文書が、「公文録」中になく「諸雑公文書」にある不思議さを思わずにはいられない。著者もこの点に触れており、「不公表の案件」と類推している。公文書の残り方を考えさせられた。

第8章

明治太政官期の内閣書記官

一 井上 廉を中心として一

この章では「諸雑公文書」中に多数含まれている、内閣書記官井上廉が手許で保管していたと推測される文書を分析して、文書群の発生経緯と太政官制下における内閣書記官の職務内容の実態を明らかにしている。これら

の検討によって、国政の中心機関であった太政官の実態を解明するとともに、「諸雑公文書」に対する史料学的な分析を加えている。また、内閣書記官の手許保管資料と類推した文書の過半数は閣議書であり、それは決裁未処理のまま保管されていた案件であることから、「公文録」が完結案件を綴じているのに対して、「諸雑公文書」は未決・未発文書綴りであったことを知る手がかりとしている。未決・未発文書の存在は、組織の活動全体を知る上で貴重なものとなる。

第3部

文書行政からみた明治太政官制

第3部は4章構成で、ここでは文書の作成～処理～保存といった文書事務の実態をみながら、明治期太政官制と内閣制度の実態解明を目指している。

第9章

太政官制の改革と文書行政

標記の問題を通史的に捉え、更に巻末に「文書行政関係法令年表」を添えている。

まず著者は、こう述べている。「近代の公文書を対象とする史料学研究では、残存する文書群や簿冊群の構造、伝来や存在形態に関する考察をふまえて、一冊ごとの簿冊、一件ごとの原議へと分析を進め、文書の作成主体である組織の構造や運用の実態に迫ることが可能である。このような史料学的方法を応用して、文書行政の側面に注目することで、明治太政官制が内閣制へ移行した意味を近代日本の国制史、政治史のうえで評価しなおす契機を見いだしていくことが、以下の第十～第十二章における課題となる。」と。

更に「そのための基礎作業として、太政官制の改革と文書行政の関連を概観する。」とし、文書行政の分野として、①文書処理の過程、②文書施行の過程、③文書保存の過程の三分野をあげている。

まず最初に維新政権の誕生と文書行政とし

て、明治初期の文書行政を概観している。続いて、内閣制への模索と文書行政として明治6年改正の「正院事務章程」が紹介され、その中で初めて「内閣」について触れていること、以後太政官制の中で繰り返される内閣制度導入の模索はこの期からはじまったことを述べている。

そして著者の結語は、「文書行政の分野は、太政官政府が直面した台湾出兵問題や議会開設問題の処理といった『大きな政治』からすると、行政事務の抹消の部分にすぎないともいえよう。しかし筆者は、そのようには考えない。なぜなら、太政官制のなかで『天皇親政』の原則を維持しながら、近代的な立憲内閣制の導入を表現するための手段であり、結果であるのが明治太政官文書であって、その意味では太政官制の全過程の所産といえるものだからである。」としている。

第10章

「記録文書保存」をめぐる内務省と太政官

一 明治8年太政官達第68号に関する一考察一

著者曰く「明治太政官期における『記録文書保存』政策を主管した内務省と太政官の関係を、明治8年太政官達第68号の制定過程に注目して明らかにしようとするものである。」と。ここでは、内務省文書がわずかしか現存しないため、太政官と元老院の文書を用いて、明治初期内務省による「記録文書保存」政策の意図とその変化について論究している。

内務省の意図を、明治8年太政官達第68号「記録文書保存方法ヲ設ケ目録ヲ内務省へ差出サシム」の制定の原議書が編纂されている公文書「明治8年4月 公文録 内務省之部七」によって明らかにしているが、その原案は全官衙の公文書類を主たる対象として、それらの厳重な保存と目録の提出を義務づけたものであったことを紹介している。更に著者は、この原案が政治・行政上の現用価値だけでなく、歴史上の価値にまで配慮している点に注目している。その後、太政官の左院で審議されることになったが、同院の財務課に

回付されたところで一時留保され、更に歴史上の価値に関する部分が削除されてしまう。内務省の意図と太政官の対応を見ることができて興味深い。そして著者は、何故内務省の事務章程中に「全国ノ記録ヲ保存スル事」の一条が挿入されたのかを、当時左院のお雇外国人であった仏人デュ・ブスケの「仏国国内省之事」の影響があると指摘。第二帝政期の強大な権限を有するフランス「国内省」をモデルにしたため、この一条が生まれたと述べている。

公文書を確実に保存する意図は察せられるが、一般利用までは視野にいれていなかった。いわゆるアーカイブス視点はなかったことになる。その後明治19年に本達は廃止されるが、廃止された以後は中央・地方の保存すべき記録文書を統一的に定めた法令は作られず、昭和62年に成立した「公文書館法」まで待つことになるかと結んでいる。

第11章

閣議書様式の成立過程と太政官「内閣」

著者は、「明治期太政官文書を史料学的に解明するポイントは、裁可書と閣議書の存在にあると思われる。」と述べる。ここでは閣議書様式の変遷に着目し、太政官制の特質の一端を探り、更に内閣制移行の意味を明らかにしている。そのために、閣議書様式変化に注目し、それを閣議運営の確立過程と関わらせて把握する方法をとっている。その結果、閣議書様式の変容が太政官制改革と連動したものであること、全体として内閣制移行への模索を表すものであること、議会在閣開設される明治23年頃に定式化が進む事を確認できたとしている。また当初同一書式中にあった裁可行為と閣議行為が分離していく過程に論究しているが、その点も興味深い。また閣議書は、他の中央官庁のものが天災や戦災で焼失しており、戦前の公文書では体系的に存在していない。そのことから内閣の閣議書の史料的価値は極めて高いといえる。

第12章

御名御爾の登場

一 内閣制度創始と「公文式」の制定一

著者は、標記に関する先行研究に「史料学的なアプローチ」が欠如しているとし、「従来も行われてきた歴史資料としての文書一点一点の内容分析はもとより重要であるが、ここではむしろ、今日残されている文書群全体の伝来、存在形態をはじめ内的秩序の変化などに着目して、作成主体の組織構造や運用の変化を解明していくという方法を意識している。」と述べ、御名御爾以前の「官符行政」の限界～「公文式」の制定意図とその内容～「御名御爾」の運用内容の順に論究している。その結果本章では、「繁文の弊」が「官符行政の制度的帰結」であったこと、内閣制度移行の一因には官符行政の限界を解消する意図も含まれていたこと、「公文式」の法律・勅令の制定・公布の規定内容に注目すると内閣制に適合した文書行政を展開するために準備されたものであることが判ること、天皇が国政の意思決定過程に参加するスタイルが確定したこと、御爾の神聖化がはじまったことが指摘されている。

第4部

補論

第4部は2章構成で、国立公文書館と公文書館法について触れている。

第13章

国立公文書館と「公文書館法」

本章は公文書館法施行直後の1988年の論考で、法制定過程の整理と法解釈の範囲について論じ、あわせて同法の具体的な施行事務を担当する事になった国立公文書館の現状と課題を考察している。特に総理府が公文書館法の所管官庁にならざるを得なくなってきたからの、国立公文書館の対応について詳細に記している。また成立後には一法律としての公文書館法を法解釈の上で客観的に捉え、その問

題点を指摘している。更に著者が勤務していた国立公文書館そのものについても、その設置経緯や検討時の設置要項を紹介している。その当初案には「公文書管理職員養成所を置く」等々の文言があり、興味深い内容が示されている。また公文書館法施行後の国立公文書館の役割として、①国の行政に関する公文書その他の記録の保存・利用・調査研究、②法の具体的な運用事務を担当する国内的な窓口、③ICA（国際公文書館会議、国際文書館評議会）の日本代表会員としての国際的な窓口の3点が示されている。

第14章

「公文書館法」施行十年の現状と課題

公文書館法施行10年にあたって、この間の史料保存をめぐる情勢の変化を、国立公文書館を中心として検証している。特に、法制定以来国立公文書館が主催している公文書館及び文書担当職員を対象とした実務研修会や、将来のアーキビスト養成に向けた研究会について、また国の各省庁と都道府県及び政令指定都市に対して文書保管の実態と数量の調査を行った内容を紹介している。

また、10年前に著者があげた公文書館法施行後の国立公文書館の役割としての、①国の行政に関する公文書その他の記録の保存・利用・調査研究、②法の具体的な運用事務を担当する国内的な窓口、③ICA（国際公文書館会議、国際文書館評議会）の日本代表会員としての国際的な窓口についての現在の姿を記している。更に平成10年からはじまった公文書館専門職員養成課程の設置に触れている。

続けて、この期に起こった国の情報公開制度、中央省庁再編問題、国立公文書館の独立行政法人化について、その概要と著者の意見を述べている。

雑感

本書によって、国立公文書館所蔵の太政官文書群についてよく理解できたことは当然だ

が、私にとって興味深かったのは、氏の研究業績が国立公文書館を代表する「公文録」だけではなく、それ以外の諸書によってなされている点である。より正確に言えば、決裁原議を編年に綴じた「公文録」と、未決・未発文書綴であった「諸雑公文書」や太政官時代の作成文書目録の「記録目録」にあらわれない「青表紙本」とを、史料学的な視点で比較研究することで、先行研究が踏み込めなかった新領域を開拓した点である。

また国立公文書館在籍時の著者が、史料に接する態度の上でアーキビストと歴史研究者の間で揺れている様子も垣間見える。著者は両者の差異に言及しているが（序章一本書の課題と方法一）、氏のその後の大学への転身を祝す立場であることを言明した上で敢えて一言すれば、私は氏に評価選別を極めてもらいたかったとの思いがある。第四部「補論」の「おわりに」に著者自らが書いているように、「著者自身の反省も込めていえば、専門職員の養成をはじめとする多くの時務的問題への対応に追われ、文書の移管基準の策定といった地味だが時間と労力を要する最も肝心な仕事は後回しにしてしまったような気がする。」と記し、更に続けて「この点に関しては、館側の担当者だけでなく利用者も含めたより広範な議論のなされることを願って、この稿を結びたい。」としている。

多くの公文書館の職員が時務的業務に追われているが、それを超えて更に先を目指した仕事に取り組む必要があることは言をまたない。この様な認識をもった氏が、日本の公文書館の中央館であるべき国立公文書館を去ったことが惜しい。文書の移管に関する実務的な問題点を理解した著者が研究者となっても、この問題に関する発言は続けてほしいと思う。

読後感として不満に思うことがある。この本に対する不満ではない。この本から提起された不満である。それは、現在のわが国における公文書の保存に対しての不満であり、更に、その中に身を置く自分に対しての不満である。わずか100年前の公文書は、この様な「豊

かな内容」をもったものが多量に、しかも制度的・政策的に残されている。私は氏の業績を、決裁原議を編年に綴じた「公文録」と、未決・未発文書綴であった「諸雑公文書」や太政官時代の作成文書目録の「記録目録」にあらわれない「青表紙本」とを史料学的な視点で比較研究することで、先行研究が踏み込めなかった新領域を開拓した点であると評価した。振り返って現在の移管収集行為である「評価選別」を考えてみると、「公文録」的文書は残せても、それ以外の諸書を残せるだろうか。諸書どころではなく、決裁原議でさえも充分には残せていないのが現状ではないだろうか。未決文書を残すことなどは、ほとんど不可能に近い。また、案件全体の事業の流れを理解するには、関連原議を一括綴じた「一件態」が望ましいが、ファイリングシステムや情報公開制度の影響もあって決裁原議の内容が事業結果だけを示す記述になってしまっている。この様な公文書内容では、100年後に氏と同様な業績の再来を期待するのは難しい。その意味で評価選別をやり残したという氏の発言は、私には重いものを感じられない。評価選別をやり残したことを残念に思う人にこそ、評価選別を極めてもらいたかったと思う。公文書館に勤務する私達には、100年後の職員に本書の著者が示した研究成果を保障する義務があるだろう。もちろん私達は、そのために評価選別に力を入れているわけではない。多くの利用者を想定しながら「今という時代」を後世に伝えたいと思いながら仕事に励んでいる。その結果として残した文書により、このような成果にも寄与できるはずである。現在作成されている公文書の評価選別は、現在その任にある私達にしか出来得ない。責任は重いのである。原議内容が軽薄化に向かう現在、それはそれで今の時代を表すことといえなくもないが、ならばそれを補う方法論を考える必要があるだろう。本書を読んで、私が最も強く感じたことはその事であった。